

介護保険の加入者と保険料の負担

1 介護保険の加入者

介護保険は公的保険であり、40歳以上全員が自動的に加入するようになっています。

(一部の適応除外施設入所者を除く)

介護保険の加入者のことを「被保険者」と呼びます。65歳以上の人が「第1号」被保険者で、40歳から64歳までの人が「第2号」被保険者となります。

2 被保険者の区分と保険料の負担

※保険料の額、納付方法などの詳細は、「65歳以上の人の介護保険料」または「40歳から64歳までの人の介護保険料」のページをご覧ください。

第1号被保険者の資格取得・喪失関係

	区分	資格取得日	保険料賦課
取得	転入	転入日当日	資格取得日の属する月から
	65歳到達	65歳到達日(誕生日の前日) (2号の喪失日は同日)	
	外国人	届出日	
喪失	死亡	死亡日の翌日	資格喪失日の属する月の前月まで
	転出	転出日の翌日(転入が同日であれば転出の当日)	
	住所地特例者の退所	施設退所日当日に他市町村の被保険者となる場合は退所日(退所日の翌日に他市町村の被保険者となる場合は退所日の翌日)	

例

	誕生日、移動日 又は死亡日	資格取得日 又は喪失日	有資格月 (保険料賦課期間)
65歳到達	4月30日	4月29日	4月分から
	5月1日	4月30日	4月分から
	5月2日	5月1日	5月分から
65歳到達	10月31日	10月30日	10月分から
	11月1日	10月31日	10月分から
	11月2日	11月1日	11月分から
転入	10月31日	10月31日	10月分から
	11月1日	11月1日	11月分から
	11月2日	11月2日	11月分から
死亡	4月29日	4月30日	3月分まで
	4月30日	5月1日	4月分まで

第2号被保険者の資格取得・喪失関係など

資格取得日	40歳の誕生日の前日
資格喪失日	65歳の誕生日の前日
保険料の納付先	加入している医療保険組合
介護保険料算出の対象となる期間	医療保険の「資格取得日の属する月」から「資格喪失日の属する月の前月」まで
介護保険料の納付方法と時期	原則、翌月負担となります。詳細は加入している医療保険組合にお問い合わせ下さい。